

避難に役立つ情報その1：避難情報

台風の接近や警報の発令など災害発生の恐れがある場合、市では災害対策本部を設置して、職員が市内の状況を見回ります。避難が必要と判断した場合は、危険度に応じて3段階の避難情報を発令、広報車やサイレン、自主防災会(自治会)などによりみなさんに伝達します。

■ 避難情報の発表目安ととるべき行動(例)

	避難情報の種類	発表の目安	とるべき行動
危険度 ↓ 高	ひなん じゅんびじょうほう 避難準備情報	事態の推移によっては避難の勧告、指示等をおこなうことが予想される場合。	いつでも避難が出来るように準備をはじめてください。 特に、避難行動に時間を要する方は、避難所などの安全な場所へ避難行動を開始してください。
	ひなん かんこく 避難勧告	災害の発生する可能性が高まった場合。	身の安全を確保し、家庭、近所で助け合いながら避難をはじめてください。 浸水等が始まってからの避難は危険です。 状況に応じて、自宅の2階以上へ避難をしてください。
	ひなん しじ 避難指示	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は災害が発生し現場に残留者がある場合。	ただちに避難をしてください。 避難が困難だと思ったら、自宅の2階や近所の頑丈で高い建物へ避難しましょう。

※ 避難情報は、市が气象台や河川管理者、現場の情報等から状況に応じて発表する情報です。災害はいつ、どのような状態で発生するかわかりません。そのため、状況によっては発表が遅れたり、みなさんに上手く届かない場面もあります。災害時は各自情報収集に努め、危険を感じたら自らが判断し、状況に応じた安全な避難行動をとってください。



サイレンが鳴るのはこんな時

市内7カ所に防災用のサイレンを設置しています。

音の長さによって「避難勧告・避難指示」と「消防団の招集」の2種類を使い分けています。

●サイレンの設置箇所(7カ所)

市役所・乙訓消防本部・奥海印寺自治会館・今里自治会館・久貝公民館・西山公園体育館・金ヶ原自治会館

●避難勧告・避難指示

大規模災害時の避難勧告・避難指示を住民のみなさんにお知らせするために鳴らします。

※避難準備情報では、サイレンは鳴りません。



「1分鳴らし・5秒休み」を3回繰り返し



●消防団の招集

火災時に、消防団員を緊急招集するために鳴らします。



「5秒鳴らし・6秒休み」を約2分間

